

稲沢市ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市のロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの仕様)

第2条 ロゴマークの形状は、別図第1に定めるとおりとする。

2 ロゴマークの色は、別図第2に定めるとおりとする。ただし、単色で使用する場合は、この限りではない。

(ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークは、その使用の目的が次の各号のいずれにも該当しないときに限り、使用することができる。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の品位を傷つけると認められるとき。
- (6) その他使用について不適當であると認められるとき。

(使用の承認)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、その使用についてあらか

じめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人が営利を目的とせずに使用するとき。
- (2) 市が主体となって実施する事業、業務等で使用するとき。
- (3) 市内の学校、保育園等が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

2 前項の規定によりロゴマークの使用の承認を受けようとする者は、使用を開始する日の10日前までに、稲沢市ロゴマーク使用承認申請書(様式第1)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請に係る使用期間は、3年以内とする。

4 市長は、第2項の規定による申請の内容が適当と認めたときは、当該使用を承認するものとする。この場合において、市長は、使用の承認に条件を付することができるものとする。

5 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認したときは、稲沢市ロゴマーク使用承認通知書(様式第2)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に定める仕様に沿って正しく使用すること。
- (2) 使用の承認を受けた内容により使用すること。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、この要綱の規定に基づき使用すること。

(使用物品等の提出)

第6条 使用者は、ロゴマークを使用した物品及び作品等（以下「使用物品等」という。）を作成したときは、遅滞なく当該使用物品等を市長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難であると認められるときは、写真その他当該使用物品等の使用状況が確認できる物の提出をもって、これに代えることができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の承認の取消し)

第8条 市長は、使用者がこの要綱に違反してロゴマークを使用していると認めるときは、当該使用に係る承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その旨を当該使用者に通知するものとする。この場合において、当該通知は、使用の承認の取消理由を明記した書面によらなければならない。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の規定による通知を受理した日から、当該使用物品等を使用することができない。

4 市長は、使用の承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

付 則

この要綱は、平成30年1月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

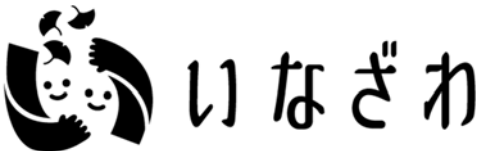

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

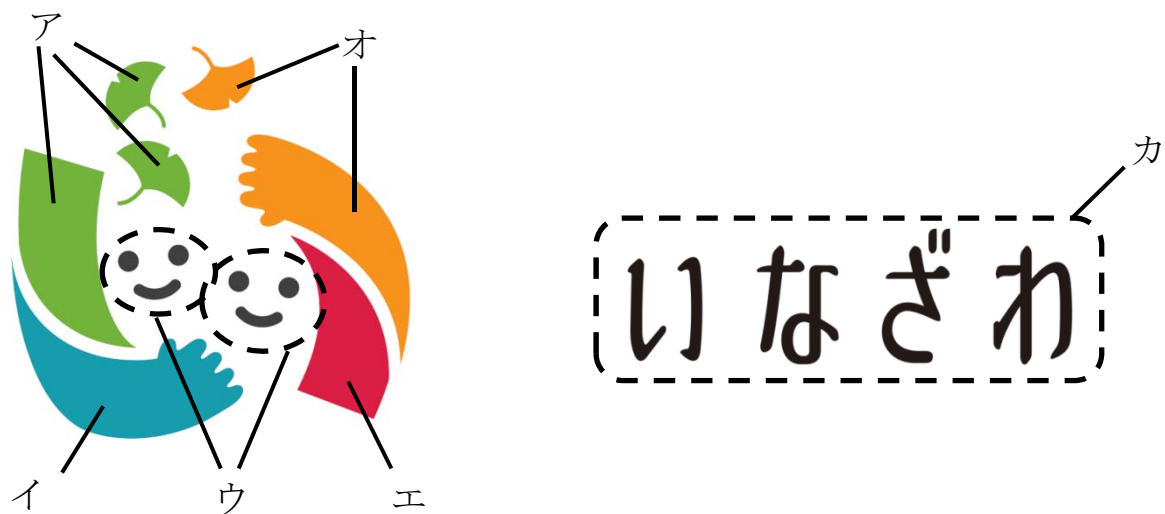
付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の各要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別図第1（第2条関係）

その1	
その2	
その3	

別図第2（第2条関係）



図中記号	色の指定 (CMYKカラーモデル / RGBカラーモデル)
ア	C : 55 M : 0 Y : 100 K : 10 / R : 119 G : 178 B : 35
イ	C : 80 M : 20 Y : 30 K : 0 / R : 0 G : 151 B : 172
ウ	C : 0 M : 0 Y : 0 K : 90 / R : 60 G : 60 B : 60
エ	C : 10 M : 100 Y : 75 K : 0 / R : 215 G : 8 B : 53
オ	C : 0 M : 50 Y : 100 K : 0 / R : 242 G : 150 B : 0
カ	C : 0 M : 0 Y : 0 K : 100 / R : 0 G : 0 B : 0

(表)

様式第1 (第4条関係)

稲沢市ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

下記のとおり稲沢市ロゴマークを使用したいので申請します。

記

使用の目的	
使用物品等	
使用方法	
使用する図・色	<input type="checkbox"/> その1 <input type="checkbox"/> その2 <input type="checkbox"/> その3
	<input type="checkbox"/> 多色 <input type="checkbox"/> 単色
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
連絡先	



注1 ロゴマークの使用方法が分かる資料（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付してください。

2 「使用する図・色」の欄は、該当するものにレ点を記入してください。

3 使用期間は最長3年間です。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(裏)

<p>その1</p>	
<p>その2</p>	
<p>その3</p>	

様式第2（第4条関係）

稲沢市ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日

様

稲沢市長



年 月 日付けで、使用承認申請のありました稲沢市ロゴマークの使用については、下記のとおり承認します。

記

使用の目的	
使用物品等	
使用方法	
使用する図・色	<input type="checkbox"/> その1 <input type="checkbox"/> その2 <input type="checkbox"/> その3
	<input type="checkbox"/> 多色 <input type="checkbox"/> 単色
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用承認番号	
使用条件	

注1 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。

2 使用物品等は、完成後、遅滞なく市長に提出してください。ただし、使用物品等の提出が困難であると認められるときは、写真その他当該使用物品等の使用状況が確認できる物の提出をもって、使用物品等の提出に代えることができます。

3 承認された内容を変更したい場合又は承認された使用期間の後も継続使用したい場合は、変更又は継続使用を開始する日の10日前までに稲沢市ロゴマーク使用承認申請書を再提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。